農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画を定めるに当たり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和８年１１月１２日
一般社団法人京都府農業会議
会　長　　小田　一彦

記

１　農用地利用集積等促進計画

農用地等の所在地					設定期間
市町村	地区	大字	小字	地番	(年)
八幡市	八幡⑨	八幡	東浦	18	5
八幡市	八幡⑨	八幡	東浦	19・20-1 合併	5
八幡市	八幡⑨	八幡	東浦	20-2・20-3 合併	5
八幡市	八幡⑨	八幡	東浦	22-2	5
八幡市	八幡⑨	八幡	東浦	23-1	5
八幡市	八幡⑨	八幡	東浦	23-2	5
八幡市	八幡⑨	八幡	東浦	24	5
八幡市	八幡⑨	八幡	東浦	24-1	5
八幡市	戸津⑧	戸津	堂田	1 の一部	5
八幡市	岩田⑫	岩田	加賀ノ辻	37-7	5
八幡市	岩田⑫	岩田	加賀ノ辻	38-2	5
八幡市	野尻③	野尻	一庵	22-1	5
八幡市	下奈良③	下奈良	隅田	24-1	5

２　意見の提出方法

（1）　E-mail の場合

E-mail アドレス：ikenchoushu(アットマーク)agr-k.or.jp

※迷惑メール防止対策のため（アットマーク）を@に置き換えてください。

（2）　郵送の場合

〒602-8054　京都市上京区丁子風呂町 104 番地の 2 京都府庁西別館

一般社団法人京都府農業会議　農地中間管理機構

（3）　FAX の場合

FAX 番号　：　075-441-5742

一般社団法人京都府農業会議　農地中間管理機構

３　意見の提出上の注意

・提出の意見は、日本語に限る。

・提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記のこと。記入された個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。
・電話での意見は受けない。

4　意見受付期間

令和８年１１月１２日　～　令和８年１１月１９日（１週間）

（郵送の場合も締め切り日必着）